

告 示

埼玉県告示第八百二十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一五―一四―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県三郷市栄四丁目七十二番一 外二十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五千五百三十二・六七立方メートル